

日本大学藤沢小学校学則

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 2 月 2 日改正

平成 30 年 4 月 1 日施行

平成 31 年 2 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 2 月 7 日改正

令和 2 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に従い、日本大学建学の精神に基づき、児童の心身の発達に応じて、人間として調和のとれた児童の育成を目指し、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

2 前項の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

① 日本大学の理念及び目的である「自主創造」の基礎を小学校の時期から育成するために、人として必要な資質を養い、心と身体の健康を育むこと。

② 社会における個人の使命と個性に応じた将来の進路を決定できる一般的、基礎的知識を修得させること。

③ 心身の発達に応じて、豊かな個性の確立に努め、自律の精神と社会連帯の精神に基づく道徳的实践力を培うこと。

(名称)

第 2 条 本校は、日本大学藤沢小学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置は、神奈川県藤沢市亀井野 1866 番地に置く。

第 2 章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第 4 条 修業年限は、6 年とする。

(学年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で休日とされる日

日本大学創立記念日 10月4日

学年始休業日 4月1日から4月7日まで

夏季休業日 7月23日から8月31日まで

冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

学年末休業日 3月26日から3月31日まで

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情が在るときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他緊急の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 学級編制及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第8条 本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収 容 定 員
第 1 学 年	2 組	72 名 (男・女)
第 2 学 年	2 組	72 名 (男・女)
第 3 学 年	2 組	72 名 (男・女)
第 4 学 年	2 組	72 名 (男・女)
第 5 学 年	2 組	72 名 (男・女)
第 6 学 年	2 組	72 名 (男・女)
計	12 組	432 名

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表（第一）に定めるとおりとし、第7条に定めた休業日以外は、これを授業日とする。

第5章 学習評価及び卒業等

（学習評価）

第10条 成績は、日常の学習状況に基づいて判定評価する。

（課程修了）

第11条 各学年の課程の修了は、前条の成績に基づき、学年末に校長がこれを認定する。

（卒業）

第12条 本校所定の全課程を修了して、卒業資格を認められた児童には、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第13条 当該学年における所定の教育課程の修了を認定することができなかった児童については、原級にとどめおくことがある。

第6章 入学・退学・転学及び休学等

（学籍に関する用語の定義及び入学の時期）

第14条 学籍に関する用語の定義は次のとおりとする。

- ① 転入学とは、本校以外の小学校に在籍する者が本校の相当学年に入学すること。
- ② 編入学とは、異なる種類の学校や外国からの帰国者等が、第1学年当初の入学時以外の時期に入学すること。
- ③ 再入学とは、本校を中途退学した者が本校の学年に再び入学すること。
- ④ 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、一定期間修学しないこと。
- ⑤ 復学とは、休学期間満了によって、再び修学のため休学前の学年に復帰すること。

2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中で転編入学を許可することがある。

（入学資格）

第15条 本校の第1学年に入学することができる者は、学齢に達した児童とする。

（転入学資格）

第16条 本校に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

(編入学資格)

第 17 条 本校に編入学することができる者は、相当年齢に達し、かつ、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第 18 条 入学を希望する者に対しては、選抜を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第 19 条 入学を希望するときは、保護者は本校所定の入学願書その他の必要書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学手続)

第 20 条 入学の許可を受けたときは、保護者は指定の期日までに誓約書その他の書類に入学金、授業料等を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続が指定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第 21 条 児童が転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願出で許可を受けなければならない。

(退学)

第 22 条 児童が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願出で許可を受けなければならない。

(休学)

第 23 条 児童が休学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願出で許可を受けなければならない。

2 休学期間は、当該年度間とする。

(復学)

第 24 条 休学中の児童が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願出で許可を受けなければならない。

(欠席及び出席停止)

第 25 条 児童が病気その他やむを得ない理由で欠席するときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、届け出なければならない。

2 児童又はその同居人が感染症にかかり又はそのおそれがあるときは、その児童に対して出席停止を命じることがある。

第7章 保護者及び保証人

(保護者)

第26条 保護者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- ① 親権者・後見人
- ② 成年者で独立の生計を営む者

(保証人)

第27条 本校は、保護者のほか独立の生計を営む成年者を保証人として定めることができる。

(保護者及び保証人の変動)

第28条 保護者及び保証人が転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

第8章 教職員

(教職員)

第29条 本校に、次の教職員を置く。

校	長	1名
教	頭	1名
教	諭	12名以上
養 護 教 諭		1名以上
司 書 教 諭		1名以上
事 務 職 員		2名以上
学 校 医		1名
学 校 歯 科 医		1名
学 校 薬 剤 師		1名

2 校長及び教職員の職務については、日本大学付属高等学校校務分掌等規程の定めるところに準ずる。

第9章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第30条 入学検定料・入学金及び授業料等の金額については、別に定める（別表（第二））。

(納入期日)

第31条 入学検定料・入学金及び授業料等は、所定の期日までに、それぞれ納入しな

なければならない。

(授業料納入及び減免)

第 32 条 児童が在学中は、在学中の出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、これを減免することがある。

① 休学の場合

② その他別の規定に定めある場合

(滞納)

第 33 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納した者は、退学させることがある。

(納入金の不還付)

第 34 条 既納の金員は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料等の一部を別の規定の定めるところにより、返還することがある。

① 休学の場合

② 退学の場合

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 35 条 校長は、次の各号の一に該当する者を表彰することがある。

① 学業・品行ともに優れ、他の模範になると認められた者

② 顕著な善行又は功績があつて、他の模範になると認められた者

(懲戒)

第 36 条 児童が本校の諸規則等を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、懲戒を行うことがある。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者については、退学させることができる。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

③ 正当な理由がなく出席常でない者

④ 学校の秩序を著しく乱した者

- ⑤ その他児童としての本分に著しく反する行為のあった者
(損害賠償)

第 37 条 児童が故意又は過失により校舎、校有物をき損又は滅失した場合には、保護者にその全部又は一部を賠償させることがある。

附 則

- 1 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から、これを施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表（第一の１）

教 育 課 程

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各教科の授業時数	国 語	306	315	280	245	175	175
	社 会			70	90	105	105
	算 数	170	175	210	210	210	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	70	70	52.5	52.5
	図 画 工 作	68	70	70	70	52.5	52.5
	家 庭					70	70
	体 育	102	105	105	105	105	90
特 別 の 教 科 道 徳		34	35	35	35	35	35
特 別 活 動		34	35	35	70	70	70
総 合 的 な 学 習 の 時 間				70	70	70	70
外 国 語 活 動		102	105	105	105		
外 国 語						105	70
計		986	1015	1140	1175	1155	1070

表の授業時数の１単位時間は４５分とする。

第１学年は年間３４週，第２学年から第６学年までは年間３５週とする。

この教育課程は令和２年度入学生から適用する。

別表（第一の２）

教 育 課 程

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各教科の授業時数	国 語	340	350	280	245	210	210
	社 会			70	90	105	105
	算 数	170	210	210	210	210	210
	理 科			105	120	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	70	70	52.5	52.5
	図 画 工 作	68	70	70	70	52.5	52.5
	家 庭					70	70
	体 育	102	105	105	105	105	105
特 別 の 教 科 道 徳		34	35	35	35	35	35
特 別 活 動		34	35	35	35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 時 間				70	70	70	70
外 国 語 活 動		34	35	70	70	70	70
総 授 業 数		952	1015	1120	1120	1120	1120

表の授業時数の１単位時間は４５分。

第１学年は年間３４週，第２学年から第６学年は年間３５週。

この教育課程は平成２７年度入学生から適用する。

別表（第二）

第 30 条に定める入学検定料・入学金及び授業料等の金額は下記のとおりとする。

（単位 円）

項 目	金 額
授 業 料	年 額 600,000 (月 額 50,000)
入 学 金	300,000
施 設 設 備 資 金	年 額 180,000
入 学 検 定 料	20,000

（注） 入学検定料については，入学願書受付日から，入学金については，手続き日から適用する。

授業料には，図書費，実習費等を含む。